

ネパール新民法，遂に成立！

JICA長期派遣専門家

石崎 明 人

2017年10月，ネパールで新民法が成立した。

JICA(独立行政法人国際協力機構)の長年の起草支援がようやく結実し一つの節目を迎えた。成立までの経緯とこれからの動きを簡単にまとめる¹。

第1 支援の歩み

ネパールは2008年春，約240年続いた王政を廃止するとともに連邦民主共和制樹立を宣言し，暫定憲法・議会（制憲議会）の下で新しい国家の整備を始めた。翌2009年3月，JICAはネパール司法省から民法起草支援の要請を受けてアドバイザーグループ(以下「AG」)を立ち上げ，さらに翌年からは法整備支援アドバイザーとして弁護士の現地派遣を開始した。

もっとも多民族国家で長らく続く身分社会（王政・カースト制）秩序を作り替えるのは簡単なことではない。ステークホルダーの対立は政治の混乱をもたらし，支援立ち上げから憲法制定まで6年，民法成立まで8年以上待つこととなる。

民法案は2011年2月に制憲議会に提出されたものの，同年5月の任期切れ解散で1度流れた。2014年12月，第2次制憲議会に再度提出された民法案は，大地震や憲法制定を経て3年近くを議会で過ごし，2017年9月24日ようやく可決された。カトマンドゥに赴任した長期専門家は私で4代目を数えた。

第2 Muluki Ainの改正法としての5法

今回成立したのは民法だけではない。民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法の5法という社会の根幹をなす各基本法の大刷新である。

今日まで，ネパールで民法の役割を務めてきたのは1853年に制定された民事法・刑事法をまとめてカバーする Muluki Ain と呼ばれる法典であった。この Muluki Ain を5法に分けて整理し，時代に即応した内容に改正したのである。民法以外の4法はUNDP (United Nations Development Programme) が支援を担当してきた。

しかし整理するにも厄介な問題がある。民事・刑事の実体法と手続法がパッチワーク状に組み込まれた Muluki Ain の構造上，一部だけを切り取って別建ての改正法に委ねるのは困難なのだ。そうなると，分割整理するには改正5法全部が一度に成立することが求めら

¹ 本稿執筆時（2017年11月）には正式な条文の入手ができていないので法の中身については別の機会に譲る。参考：法務省 ICD・調査委託「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」（南方暁，木原浩之，松尾弘 <http://www.moj.go.jp/content/000111943.pdf>）。ただし，2011年の第1次制憲議会解散後，第2次制憲議会前のもの。

れる。

ネパール憲法の規定では、法案は議会で可決後、議長の認証を経て最後に大統領に承認されることで法律として成立する²。Muluki Ain 全体の再編成が求められる以上、たとえそれぞれの法案が個々別々に議会で審議・可決されても、成立時（大統領の承認時）には5法全てテーブルの上に出揃っていないなければならない。

刑事3法（刑法、刑事訴訟法、量刑法）は2017年8月に先行して制憲議会を通り、大統領に上程された。この直後に、改正刑法に関して、月経中の女性を不浄な存在として屋外の小屋に隔離する「チャウパディ（Chhaupadi）」を行うことが犯罪として法制化されたというニュースが広く海外で報道された。ネパールの一つの象徴的な法整備として関心を引いたのだろう。インターネット上ではいくつもの日本語記事を見ることができる。

だがこの時点では、Muluki Ain 改正法の一部が議会を通っただけである。残りの民事2法の可決・上程を待たなければ大統領の承認がされず成立まで辿り着かない。

第3 民法案の審議について

ところが足並みを揃えなければならない民事2法は、廃案寸前の土壇場まで審議がずれ込んでしまった。

理由はまさにJICAが支援してきた民法案の内容にあった。くらしに最も卑近な民法が議論の的になるのは仕方のないことであろう。争点はこれまでネパール（Muluki Ain）に存在しなかった遺言制度（Will System）の導入の是非であった。遺言者が長男や息子に遺産を全て相続させてしまい、財産分配に対する女性の権利を害する恐れがあるとして野党議員・女性団体から強い反対の声が上がったのである³。この懸念が妥当なものなのかどうかは分からない。遺言制度は人が自らの財産について死後の処分方法を定める機会を認めるものである。一定の厳格な要件を課しつつも権利者の意思を尊重し遺言を相続法制に組み込むのは日本はじめ諸外国を見ても普通のことだが⁴、一方でネパール固有の事情もあろう。

反対派に対し遺言制度の趣旨について繰り返し説明が試みられたようだが、デッドラインが迫る中、強硬な異論に譲歩する形で、与野党間で遺言制度の章をまるごと除いた民法を成立させることでどうにか合意に至った。

その後も手続的な攻防があったものの⁵、最終的に遺言制度を除く民法案（及び民事訴訟

² ネパール憲法111条、113条1項・5項。もともと大統領は1度だけ法案に意見を付して再審議を求め差し戻すことができるのみであり最終的な拒否権があるわけではない（同憲法113条3項・4項）。

³ ICDNEWS 第70号（2017年3月号・前任の長尾貴子元専門家寄稿）参照。挙げられた論点のうち、遺言に関するものが最後まで残った。反対の声を上げたのは野党UML（ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派）の中の女性に関するセクションとNGOら。なお Muluki Ain 第3部10章が財産の分割（partition）について定めている。

⁴ 参考：各国の相続法制に関する調査研究業務報告書（公益社団法人 商事法務研究会）

<http://www.moj.go.jp/content/001146513.pdf>

⁵ 遺言制度を除外することで当初案と内容が変わったため、野党UMLから法案を再度 Legislative

法案)は、暫定議会で可決を見ることができた。第2次制憲議会解散(すなわち廃案)まで残された時間は1ヶ月もなかった⁶。ダサインやティハールの長期祝祭日が控えていたため実質的に審議可能な日程はせいぜいその半分程度だろう⁷。もし土壇場で民事2法が議会を通過していなかったら、大きく報じられた「チャウパディ (Chhaupadi)」犯罪化を含む改正刑事3法も大統領の机の引き出しの中で次のチャンスを待たなければならなかった。

翌10月に入り、大統領は出揃った改正5法を全て承認し、ここによりやく Muluki Ain に代わる民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法が正式に成立した。最後の最後に落とされた遺言制度については、将来的なネパール社会の変化や制度理解に応じて、改めて採用の有無が検討されよう。

第4 今後の支援活動について

2017年11月26日と12月7日には連邦議会選挙(と州議会選挙)が2回に分けて実施され、暫定議会に代わって正式な立法議会が誕生する。かくしてネパールは連邦民主共和国としての正式な国家体制を、新民法含む新しい基本法を手携えスタートすることになる。

なにしろこれだけの基本法のリニューアルであるからインパクトは相当に大きくてもよいのだろうが、現地でも特段の報道を見ない。国家体制そのものの刷新に比べれば瑣事かもしれないけれども、司法インフラの整備と法の支配の敷衍は新しい統治機構にとって今後さらに肝要となろう。

成立した5法の施行は2018年8月17日である。本稿執筆の時点(2017年11月)で、施行に向けて5法の条文の印刷や、英語翻訳等の作業が進められているところである。我々の支援も民法の成立から普及に舵を切った。司法関係者はもちろん、国民誰も経済活動をし家族を持つことから民法と無関係ではいられないわけで、新法のコンセプトをできるだけ早く広く普及浸透させなければならないが、これは容易ならざることである。長い産みの苦しみは、法の支配の実現に向けた終わりのない営為の契機に過ぎない。ネパール側は普及活動に向け我々の支援に強い期待を寄せており、他ドナーとともに具体的支援の方向を検討している。

Committee に差し戻すべきとの意見が出た。

⁶ 暫定議会は任期満了前に下院選挙が行われる場合、その立候補者届出日の前日までしか存続できない(ネパール憲法296条1項但書)。2017年10月21日がその日であった。

⁷ 2017年のダサインは9月27日～10月5日。加えて飛び石で通常の休日があるので、この間10日以上議会が動くことは期待できない。ティハールは10月17日～21日。